

学校感染症の扱いについて

学校感染症に指定されている病気にかかった場合は、学校に登校することは出来ません。

この場合は、学校を休んでも欠席扱いにはならず「出席停止」となりますので、医療機関を受診し学校感染症と診断されたら、すぐに学校に連絡してください。出席停止の期間は疾病や病状により異なりますが(下図参考)、必ず医師の指示に従ってください。

登校再開後は必ず、『**治癒報告書**』に**医療機関受診の証明(領収書や明細書のコピー)**を添付し、担任へ提出してください。治癒報告書が提出されない場合は「出席停止」ではなく「欠席」となりますのでご注意ください。

『**治癒報告書**』は本校ホームページ「在校生・保護者の皆様」→「諸届」からもダウンロードできます。

《学校において予防すべき感染症の種類》

病名と出席停止の期間		
種類	病名	期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)及び鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症してから5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症してから5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで
	麻疹(はしか)	熱が下がって3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れがおさまるまで
	風疹	発疹が消えるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消えて2日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など)	医師が感染の恐れがないと認めるまで